

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	企業価値担保権の始動 ー物的・人的担保重視の慣行は変わるのかー
著者 / 所属	平山 絵美 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	488 号
刊行日	2026-10-27
頁	62-73
URL	https://www.sangiin.go.jp/jpn/shiryo/chousa/rippou_chousa/backnumber/20261027.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

企業価値担保権の始動

— 物的・人的担保重視の慣行は変わるのか —

平山 絵美

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 事業性融資をめぐる主な経緯
3. 事業性融資推進法の成立
4. 企業価値担保権の活用に向けた動き
5. 企業価値担保権の活用状況
6. 企業価値担保権の活用に向けた課題
7. おわりに

1. はじめに

令和6年6月、「事業性融資の推進等に関する法律」（令和6年法律第52号。以下「事業性融資推進法」という。）が成立し、令和8年5月に施行された。スタートアップや事業の成長・承継・再生等の局面にある事業者の場合、物的担保である不動産担保や人的担保である経営者保証等がなければ、資金調達が難しいとの課題があり、事業性融資推進法ではこうした事業者等への資金調達を円滑化することが目指されている。また、不動産担保や経営者保証等に依存した従来型の融資から、事業の将来性や企業価値に着目した事業性融資¹への転換を図るための方策の一つとして企業価値担保権が創設された。

しかし、既存の担保制度と考え方を大きく異にしている企業価値担保権については、金融機関からその導入に当たり、企業価値の評価等において実務上の懸念が示されていた。

本稿においては、事業性融資推進法成立までの経緯及び企業価値担保権の考え方について概観し、企業価値担保権の活用を図るに当たっての課題について触れることとしたい。

¹ 事業性融資推進法第2条第1項において、「事業性融資」は、金融機関等からの会社に対する貸付けのうち、不動産を目的とする担保権又は個人保証契約等によって担保されず、又は保証されないものとされている。

2. 事業性融資をめぐる主な経緯

(1) 物的・人的担保重視の融資慣行

バブル経済崩壊後の金融行政の重要課題の一つとして、不良債権問題の処理があった。不良債権問題の早期処理に向けた金融当局による強力な検査監督が進められる中、平成11年7月に金融検査マニュアルが策定された。金融検査マニュアルにおける信用リスク管理態勢の検査は、金融機関の自己査定による債務者区分²等を検証するものであり、貸出金の貸倒れリスクの見積りについて、不動産担保による保全の有無などが重視され、金融機関の裁量の余地が少ない一律の基準が示されていた。そのため、金融機関における融資判断において取引先企業の不動産担保や信用保証協会等の優良保証が重視された。なお、中小企業等の債務者区分については、財務状況、技術力、販売力や成長性、役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、企業の経営実態を踏まえて判断するものとされていたものの、実際には画一的な運用がなされていた。

金融検査マニュアルについては、当時の不良債権問題の解決に大きな役割を果たしたとされる一方で、金融機関においては、債務者区分における財務指標への過度な依存や目利き力の低下といった課題が指摘されるようになった³。これらの指摘を踏まえ、不動産担保等に過度に依存しない融資の推進や金融検査・監督の在り方の見直しが行われた⁴。

(2) 事業性融資の推進に向けた主な動き

企業の事業性評価については、平成26年7月の「金融モニタリングレポート」で初めて言及された⁵。金融検査マニュアルの遵守が絶対的であり、担保や保証が中心の融資が当然視されていた当時、「取引先企業の事業内容や将来性を見極めるべきという事業性評価の考えは、画期的であり、衝撃的な内容」⁶であったとされる。同年9月に発表された「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」においては、「金融機関は、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し（「事業性評価」）、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援していくことが求めら

² 債務者区分とは、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を判定し、その結果によって債務者を分類することである。

³ 水谷登美男ほか編著『逐条解説 事業性融資の推進等に関する法律－企業価値担保権の創設』（商事法務、令和7年）4頁

⁴ 例えば、平成14年6月に「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」が公表され、貸出債権の査定において、債務者の経営実態の把握の向上に資するため、中小・零細企業等の債務者区分の判断に係る検証ポイントや運用例がまとめられた。また、金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うリレーションシップバンキング（地域密着型金融）の機能を強化するため、平成15年3月に「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」、平成17年3月に「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」が策定され、中小・地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合）による取組として、リレーションシップバンキング・地域密着型金融を推進する方針が示された。その後、平成19年8月の中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正により、地域密着型金融の推進を恒久的な枠組みとして位置付けることとされ、現在に至っている。

⁵ 金融庁「金融モニタリングレポート」（平成26年7月）29頁

⁶ 水野浩児『新しい融資のかたちが見える 企業価値担保権入門』（経済法令研究会、令和7年）41頁

れる」⁷とされ、「事業性評価」を推進する考え方が示された。

一方、平成29年3月、金融庁の金融モニタリング有識者会議が「検査・監督改革の方向と課題」を公表し、検査マニュアルや監督指針の抜本的見直しを図ることが適当であるとした。これを踏まえ金融庁は、平成30年6月に「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を取りまとめた。取りまとめの冒頭では、「従来の検査・監督のやり方のままでは、（中略）バブルの後始末はできたが、新しい課題に予め対処できないのではないか。金融機関による多様で主体的な創意工夫を妨げてきたのではないか」⁸との問題意識が示された。その上で、不動産担保等の有無を重視するのではなく、借り手の事業内容という実質に着目していくこと等の基本的な考え方が示され、金融機関がより良い実務に向けた創意工夫を進めやすくすること等を理由として、金融検査マニュアルを廃止する方針が明らかにされた。

令和元年12月、金融検査マニュアルが廃止されるとともに、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」が公表され、金融機関において、主体的な創意工夫を行いやすくし、選択肢を広げられるよう、金融機関のビジネスモデルの多様性に合わせた検査・監督を行う旨の方針が示された。また、金融検査マニュアルが廃止された同日に、監督指針も一部改正され、定期的な人事ローテーションを一律に求める記載が削除されている。これまでの金融機関の人材配置に関しては、癒着防止等の観点から、職員の定期的な人事ローテーションが求められてきたが、柔軟な人材配置を可能とすることで、金融機関が顧客企業の経営課題に応じた支援や顧客本位の業務運営等を行うための環境を整備していく方針が示された。

他方、経営者保証に依存しない融資慣行の確立への取組も行われた。中小企業庁と金融庁による「中小企業における個人保証等の在り方研究会」が平成25年5月に取りまとめた報告書を受け、法人と個人が明確に分離されている場合などに経営者の個人保証を求めないこと等を定めた「経営者保証に関するガイドライン」が策定され、平成26年2月から適用された。令和4年12月には、経済産業省・金融庁・財務省の連名で「経営者保証改革プログラム」が公表された。民間金融機関による融資に関し、保証を徴求する際の手続を厳格化することで、安易な個人保証に依存した融資を抑制するため、監督指針の改正が行われ、令和5年4月1日から適用された。

このように、金融機関に対し、企業実態に即した事業性融資の推進を図る取組が行われる中、動産・債権を中心とした担保法制の見直しに関する議論が始まり、金融庁においても、事業性融資の推進に向け、事業全体に対する担保制度の検討が開始された。

3. 事業性融資推進法の成立

（1）事業性融資推進法案提出の経緯

令和2年8月に公表された「令和2事務年度金融行政方針」では、コロナ禍において、危機時に事業者のためにリスクを取り、価値ある事業の継続につなげるためには、平時か

⁷ 金融庁「平成26事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」（平成26年9月）2頁

⁸ 金融庁「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（平成30年6月）2頁

らの事業者との緊密な関係構築や事業性の的確な理解が必要であることが認識されたとし、事業を包括的に把握し支える担保権等の実務上の可能性を模索していくとの方針が示された。

この方針を踏まえ令和2年11月、金融庁に「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」が設置された。研究会では、ノウハウや顧客基盤等の無形資産を含む事業全体に対する担保権を創設することを検討し、新たな担保権の意義や課題等の整理を進めた⁹。また、法制審議会担保法制部会では、令和3年4月から担保法制全般の見直しに向けた議論を開始し、令和4年12月には「担保法制の見直しに関する中間試案」を取りまとめた¹⁰。この中には、論点の一つに事業全体に対する担保制度の導入の是非が含まれた。

こうした中、成長資金を経営者の意向に応じて最適な方法で調達できるよう環境整備することが必要であるとの観点から、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度創設のため、関連法案を早期に国会に提出することを目指すとされた。

令和5年2月10日には、金融審議会に設置された「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」¹¹において報告¹²が取りまとめられ、その中で、事業全体に対する担保権として事業成長担保権¹³を創設することが提言された。

また、「事業性に着目した融資の推進に関する業務の基本方針について」（令和5年12月1日閣議決定）では、事業性に着目した融資の推進に資する制度の導入等を内容とする法案を令和6年の常会に提出することを目指すとされた。

これらの経緯を踏まえ、事業性融資推進法案は令和6年3月15日に閣議決定の上、国会に提出された。

（２）事業性融資推進法の概要

事業性融資推進法は、事業者が、不動産担保や経営者保証等によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、事業性融資の推進に関し、「基本理念」、「国の責務」、「事業性融資推進本部」、「企業価値担保権」、「認定事業性融資推進支援機関」等について定めている（図表１）。

⁹ 令和2年12月、議論の内容を取りまとめた「論点整理」が公表された。論点整理の公表以降も、実務関係者や有識者を中心に、制度設計や想定事例について具体的な議論が積み重ねられ、令和3年11月には、「論点整理2.0」が公表された。

¹⁰ その後も担保法制部会において検討が続けられ、令和7年5月30日、動産や債権等を目的とする譲渡担保契約の効力等を定める「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」（令和7年法律第56号）及び「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和7年法律第57号）が成立した。

¹¹ 令和4年9月の金融審議会総会において、鈴木金融担当大臣（当時）より、「スタートアップや事業承継・再生企業等への円滑な資金供給を促す観点から、事業性に着目した融資実務のあり方も視野に入れつつ、事業全体を担保に金融機関から成長資金等を調達できる制度について検討を行うこと」との諮問がなされたことを受け設置された。

¹² 金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ報告」（令和5.2.10）（以下「WG報告」という。）

¹³ 企業価値担保権は、事業性融資推進法の検討段階では、「事業成長担保権」という仮称が付けられていた。

図表 1 事業性融資推進法の概要

事業者が、不動産担保や経営者保証等によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、事業性融資の推進に関し、「基本理念」、「国の責務」、「事業性融資推進本部」、「企業価値担保権」、「認定事業性融資推進支援機関」等について定める。	
基本理念・国の責務	企業価値担保権の創設
■ 事業性融資の推進に関する基本理念 事業者と金融機関等の緊密な連携の下、事業の継続及び発展に必要な資金の調達等の円滑化を図る。 ■ 国は、その基本理念にのっとり、事業性融資の推進に関する施策を策定・実施する責務を有する。	■ 有形資産に乏しいスタートアップや、経営者保証により事業承継や思い切った事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円滑化するため、無形資産を含む事業全体を担保とする制度(企業価値担保権)を創設する。 ■ 企業価値担保権を活用する場合、債務者の粉飾等の例外を除き、経営者保証の利用を制限する。 ■ 企業価値担保権の設定に伴う権利義務に関する適切な理解や取引先等の一般債権者保護等、担保権の適切な活用を確保するため、新たに創設する信託業の免許を受けた者を担保権者とする。 ■ 担保権実行時には、企業価値を損うことがないよう、事業継続に不可欠な費用(商取引債権・労働債権等)について優先的に弁済し、事業譲渡の対価を融資の返済に充てる。
事業性融資推進本部の設置	認定事業性融資推進支援機関制度の導入
■ 事業性融資の推進に総合的かつ集中的に取り組むため、金融庁に事業性融資推進本部(本部長:金融担当大臣)を設置する。 ■ 本部の構成員は、金融担当大臣、経済産業大臣、財務大臣、農林水産大臣及び法務大臣等とする。 ■ 事業性融資の推進に関する基本方針を定める。	■ 企業価値担保権の活用等を支援するため、事業性融資について高度な専門的知見を有し、事業者や金融機関等に対して助言・指導を行う機関の認定制度を導入する。

(出所) 金融庁資料

ア 目的

事業性融資推進法第1条では、「不動産を目的とする担保権又は個人を保証人とする保証契約等に依存した融資慣行の是正及び会社の事業に必要な資金の調達等の円滑化を図り、これらにより会社の事業の継続及び成長発展を支え、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」とされている。これまでの不動産担保や経営者保証に依存した融資慣行の是正¹⁴と、事業の継続・成長発展に寄与する資金調達の円滑化の2点が主な目的となっており、その目的達成のため企業価値担保権が創設された。

イ 企業価値担保権の設定等

企業価値担保権の特性として、担保目的財産を事業者の「総財産」としている点が挙げられる。従来の担保制度では、土地、預金、売掛金、在庫など、それぞれの財産を個別に担保とするのが一般的である。これに対し、企業価値担保権は、将来のキャッシュフローの源泉となる事業者の総財産（のれんやノウハウ等の無形資産や労働契約上の地位などを含む事業全体）が担保として評価され、融資が判断される。

¹⁴ 鈴木金融担当大臣（当時）は、事業性融資の推進について、「金融庁では、約二十年前より、（中略）金融機関に対して、不動産担保や経営者保証に過度に依存するのではなくて、事業者の実態や将来性を評価して融資を行うことを促すために、例えば、リレーションシップバンキングの推進、金融検査マニュアルの廃止等による企業実態に即した与信管理の尊重、経営者保証改革プログラムなどの策定に、様々取組を進めてまいりました。足下では、金融機関において、経営者保証に依存しない融資には一定の進展が見られますものの、事業者の実態や将来性に着目した融資の浸透については、いまだ道半ばであり、一層の推進が必要であると考えております」と答弁している（第213回国会衆議院財務金融委員会議録第20号17頁（令6.5.10））。

総財産と担保価値が連動するため、金融機関等の貸し手側は、借り手側の経営状態等への関心が高まり、事業悪化の予兆に気付きやすくなることが期待される。また、金融機関等による事業者への早期の経営改善支援は、担保価値の維持・向上にもつながることから、時宜を得た支援が行われることも期待される。

企業価値担保権の設定者（債務者）については、株式会社・持分会社とすることとしている。また、貸付けに際し、事業に不当な影響を及ぼすことを目的として、重要な資産への担保権等の濫用的な取得・行使がなされることを防ぐなどの観点から、企業価値担保権の設定を信託契約によることとし、企業価値担保権に関する信託業務を行う者（担保権者）として、「企業価値担保権信託会社」（免許制）を新設することとしている。

さらに、個人保証等に依存しない融資を推進するという企業価値担保権の制度趣旨に鑑み、粉飾や使い込みなどの不正がある場合など一定の場合を除き、経営者保証¹⁵の利用が制限される（図表2）。

図表2 企業価値担保権の概要

担保目的財産	総財産 (将来キャッシュフローを含む事業全体の価値) 【第7条第1項】
借り手 (債務者・設定者)	株式会社・持分会社 (自己の債務を担保するためにのみ設定可) 【第2条第2項、第7条第1項、第13条第1項】
担保権者	企業価値担保権信託会社（新設） (※) 銀行等には簡易な手続で免許を交付 【第8条、第33条第2項等】
貸し手 (被担保債権者)	制限なし (※) 銀行以外に、ベンチャー・再生ファンド等も利用可
対抗要件	商業登記簿への登記 (※) 他の担保権との優劣は対抗要件具備の先後等 【第15条、第18条等】
借り手の権限	担保目的財産の処分は基本的に自由 ※事業譲渡など、事業の内容を大きく変え、担保価値の毀損につながり得る通常の事業活動の範囲外の行為には、担保権者の同意を必要とする。 【第20条】
貸し手の権限制約	粉飾等があった場合を除き、経営者保証の利用を制限 【第12条】

(出所) 金融庁資料を基に作成

ウ 企業価値担保権の実行手続

企業価値担保権の実行手続について、原則として、設定者（債務者）の事業を解体せず、一体として承継させることを目指した制度設計とすることとしている。実行手続は、企業価値担保権信託会社の申立てにより開始し、裁判所により選任された管財人が債務者の担保目的財産（総財産）の管理・処分権限を得て事業の継続を担いながら、総財産

¹⁵ WG報告15頁において、事業者による個人保証や、自宅不動産等に対する担保権の設定は、経営の規律付けや信用補完の役割を担う一方で、個人の私生活に大きな影響を及ぼし得るため、事業の拡大・承継等のリスクテイクや早期の事業再生を事業者が躊躇する要因の一つとして指摘されていた。

を原則一体として換価し、配当を実施するという流れとなる。

国会審議において鈴木金融担当大臣（当時）は、企業価値担保権について、「事業者の将来のキャッシュフローや無形資産を含む事業全体を担保の目的とする新たな担保権でありまして、（中略）不動産担保や経営者保証に安易に依存せず、事業者の実態や将来性等に着目した融資をより一層推進するため、新しい選択肢を提供するものであります」とし、企業価値担保権の利用件数等の定量的な見込みについては、「事業者を取り巻く経営環境や、それに応じた資金調達ニーズの状況にもよるために、定量的な見込みをお示しすることは困難」と答弁している¹⁶。

このように企業価値担保権は、金融機関等はその利用に係るノルマを課すようなものではなく、事業性融資を進めるための新たな選択肢として法的に整備された。

4. 企業価値担保権の活用に向けた動き

（1）企業価値担保権の担保の基本的な考え方

金融機関等においては、企業価値担保権を使った融資の導入を検討するに当たり、企業価値の評価等について様々な疑問が生じている状況が見られた。こうした状況を踏まえ、金融庁は令和7年7月、「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について（事業性融資推進プロジェクトチーム 検討ペーパー）」において、融資の評価や引当の方法等についての基本的な考え方を整理している。

その中で、金融機関等からは、企業価値を不動産担保等と同様に、一般担保（客観的な処分可能性がある担保）として扱っていいのかとの疑問が呈されていた。これに対し、「企業価値は、当然のことながら、不動産等と異なり、事業の推移等により大きく価値そのものが変動するものであり、また、不動産等と異なり、換価した場合の金額を前もって予測することが困難なものである。そのため、企業価値担保と不動産担保は基本的に大きく性格が異なる。したがって、企業価値について、不動産担保と同じ、いわゆる「一般担保」として取り扱うことは、一般的に非常に難しいと考えざるを得ない」とされ、「企業価値担保権は、借り手が総財産に一体として担保設定することにより、貸し手との間において特別に緊密な関係を構築することを、法的な裏付けをもって、可能とする制度である。この点が不動産担保などの融資と大きく異なると考えられる」¹⁷とされている。

この点、企業価値担保権の本質は、「担保」そのものではないとの指摘がある¹⁸。また、

¹⁶ 第213回国会衆議院財務金融委員会議録第20号5頁（令6.5.10）。なお、民法（明治29年法律第89号）第175条の物権法定主義の観点から、新しい物権を創設するにもかかわらず、法制審議会の諮問、答申を経ずに法案を策定、提出した点はずさんであるとの指摘に対し、鈴木金融担当大臣（当時）は、「今般の企業価値担保権につきましては、設定者となる債務者は株式会社等に限定され、担保権者も新たな信託業の免許を受けた者に限定されるほか、当該担保権者を金融庁が監督するといったように、一般的な担保権とは異なる特徴のある担保権であることから、法制審議会の諮問、答申は経てはおりません。」と答弁している（第213回国会衆議院財務金融委員会議録第22号8～9頁（令6.5.17））。

¹⁷ 金融庁「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について（事業性融資推進プロジェクトチーム 検討ペーパー）」（令7.7.2）2頁

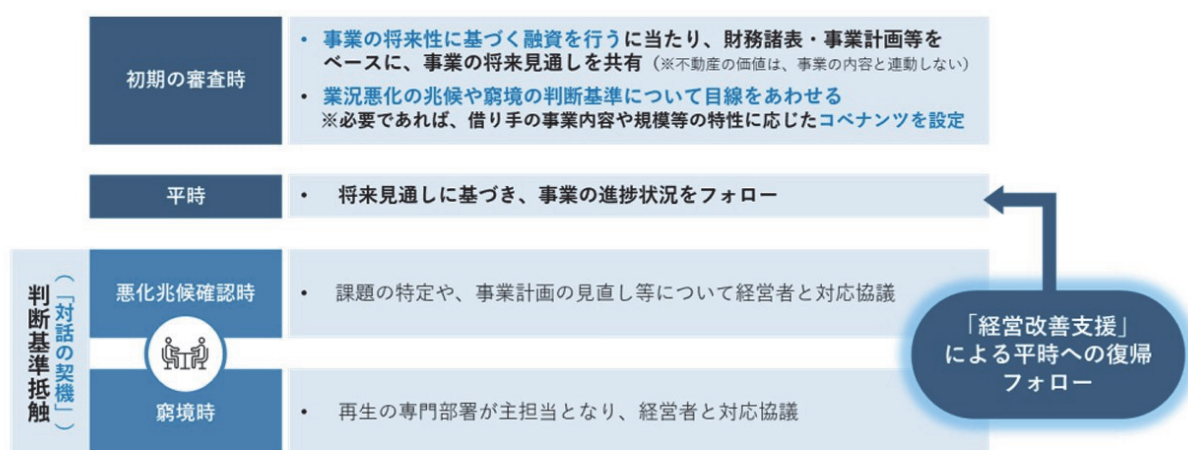
¹⁸ 大嶋秀雄「『企業価値担保権』の始動と今後の課題 ―企業と銀行は「緊密な連携」を構築できるか―」『日本総研 経済・政策レポート』（令8.5.1）〈<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=114039>〉（以下、URLの最

これまでの金融実務では、債権保全や回収に着目された担保に価値が見いだされていたが、企業価値担保権は伴走支援型の担保、すなわち、事業者を生かすことを目的とした担保である点が本質的価値であり、「回収のための担保」から「生かす担保」へのパラダイムシフトを体現する仕組み¹⁹になっているとの評価もある。

（２）企業価値担保権の活用に向けた実務プロセス

事業者と金融機関等の緊密な関係の構築が期待される企業価値担保権の活用に当たっては、事業者と金融機関等の継続的なコミュニケーション・信頼関係が不可欠である。例えば、金融機関が融資時において事業の理解のために十分なリソースを投入して事業計画を精査したとしても、その後、外部環境の変化などで事業計画の変更が迫られる可能性や事業計画が適切に遂行されないおそれもある。事業の状況は絶えず変化するため、当初の理解と将来の実態とのかい離は避けることはできない。そのかい離を将来にわたり最小限に抑え、事業性融資への取組を支えるため、継続的なコミュニケーション・信頼関係の構築が求められる。

図表３ 事業性融資の実務プロセス



※コベナント抵触 ≠ 即債権回収・担保権実行

（出所）金融庁「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」（令8.5.18）4頁

令和8年5月18日に、金融庁から、「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）が公表された。この中では、事業者と金融機関等の信頼関係を築くために、重要となるコミュニケーションの在り方を整理している。また、事業の将来性に基づく融資のため、事業者と金融機関等の間で、事業の実態と将来見通しについて継続的に認識を共有していく必要があるとされ²⁰、図表3

終アクセスの日付はいずれも令和8年10月9日）

¹⁹ 水野浩児『新しい融資のかたちが見える 企業価値担保権入門』（経済法令研究会、令和7年）87頁

²⁰ 事業性融資推進法第5条に基づき定められた「事業性融資の推進に関する基本方針」（令和8年5月25日事業性融資推進本部決定）でも、金融機関は融資判断に当たっては事業の実態及び将来性を構成する要素を総

のような実務のプロセスが示されている。①融資前の審査時においては、財務諸表・事業計画等を基に事業の将来見通しを共有するとともに、状況悪化の兆候や窮境の判断基準を共有する、②融資後の平時においては、事業の進捗状況をフォローする、③窮境の予兆が見られた場合には、事業計画の見直し等について対応を協議する、というプロセスが想定されている。

5. 企業価値担保権の活用状況

事業性融資推進法については、成立後からの事業性融資の推進に向けた実務的な議論の積み重ねを経て、令和8年5月25日に施行された。

金融庁は、事業性融資推進法の根幹を成す企業価値担保権の活用事例について、「競争力のある新商品を開発して今後の販路拡大のために資金需要がある、有形資産に乏しいスタートアップですとか、金融機関が事業の後継者に対して経営者保証の継続を求めるために事業承継が進んでいないという、現状そういった状況にある事業者、あるいは事業再生のため新事業に対する資金が必要であるものの、これまで事業を再構築したことで担保余力に乏しい事業者など、こうしたものが典型的に考えられます」²¹としており、多様な場面での活用を期待している。

企業価値担保権については、制度開始初月の令和8年5月だけで地域銀行を中心に16の金融機関が全国12道府県の20社に対して設定しており、業種も建材販売、製造業、IT（情報技術）、農業、飲食、旅館業など幅広く設定されている²²。

北海道地盤の北洋銀行が操業100年以上の老舗旅館に融資した例を挙げると、同旅館では、コロナ禍、設備更新時期の到来や後継者への事業承継といった経営上の課題が頭在する中、事業再生ファンドを通じて金融支援を受け、業績の改善を図ってきた。その後の業績回復を踏まえ、北洋銀行により、既存の借入金等の借換資金として企業価値担保権付融資が行われた²³。そのほかにも、第四北越銀行（新潟県）は、建材販売・施工、精密プラスチック部品製造などを手掛ける企業に対し、日本政策金融公庫新潟支店と協調して融資を行った²⁴。また、地域銀行だけではなく、メガバンクのみずほ銀行も企業価値担保権を活用した融資を行った²⁵。

なお、金融庁は、企業価値担保権は全く新しい法制度であるため、利用件数の多寡ではなく、その本旨に沿って質の高い取組が進められるよう後押ししていく²⁶としている。

合的に勘案すること、融資後の期中管理にあつては、事業者及び金融機関は継続的なコミュニケーションを通じて事業の状況の変化の認識を共有すること等が求められる旨が記載されている。

²¹ 金融庁企画市場局長答弁（第213回国会衆議院財務金融委員会議録第20号2～3頁（令6.5.10））

²² 『日本経済新聞』（令8.7.14）。企業価値担保権を活用した融資事例については、『産経新聞』（令8.6.30）や林史哉「実務の変革に向け、動き出した事業性融資の取り組み」『金融財政事情』（令8.8.18）10～14頁等参照。

²³ 北洋銀行 News Release 「株式会社能取湖荘様向け企業価値担保権付融資の取扱いについて」（令8.5.25）
<https://www.hokuyobank.co.jp/newsrelease/pdf/20260525_076595.pdf>

²⁴ 第四北越銀行 ニュースリリース 「「企業価値担保権」を活用した融資の実行について（株式会社 丸互）」（令8.6.3）<https://www.dhbk.co.jp/news/1202742_2128.html>

²⁵ 『日本経済新聞』（令8.9.2）

²⁶ 金融庁「基本的な考え方」（令8.5.18）36頁

6. 企業価値担保権の活用に向けた課題

(1) 企業価値担保権の認知度の向上

企業価値担保権の企業の認知率について、東京商工リサーチの調査結果²⁷においては23.2%であった。規模別で見ると、企業価値担保権を知っていると回答した大企業（資本金1億円以上）は34.8%、中小企業（資本金1億円未満）は22.2%であった。また、企業価値担保権の活用について、「理解を深めてから判断したい」とした企業が69.7%であった。

特に、中小企業においては人材不足などもあり、大企業と比べて、情報収集等に遅れが生じ、企業価値担保権の認知度が低い可能性がある。また、理解を深めてから判断したいとの企業が7割近くに上るのは、企業価値担保権の制度概要や活用方法等が十分に伝わっていないことの表れとも言えよう。

その一方で、金融庁の企業アンケート調査²⁸によると、企業価値担保権を利用した融資を「強く希望する」「希望する」と回答した企業は全体で32.3%であり、企業が、企業価値担保権について新しい資金調達手段として期待を寄せていることもうかがえる。そのことから、企業価値担保権の活用が図られるよう、金融庁は関係団体等と連携し広く丁寧な情報発信を行い、企業価値担保権の認知度を更に上げていくことが必要であろう。

(2) 事業者の情報提供

金融庁の企業アンケート調査²⁹によると、事業計画を作成している企業は全体の60.7%を占めるが、そのうち、中長期的な事業計画を作成していると回答した企業の割合は28.9%であった。事業計画を作成していると回答した企業において、計画を基に必要な資金の融資を受けたものも26.6%いる一方、計画を基にしたメインバンクとの対話は行っていないと回答した割合は48.8%に上っており、必ずしも有効に活用されているとは言い難い。

しかし、企業価値担保権による融資の実務において、事業者は事業の将来性などに関し客観的な企業価値の評価につなげるため、金融機関等との緊密な情報の連携が不可欠であり、そのツールとして事業計画の果たす役割は大きいと言える。一方で、事業の状況や資金繰り等に関する機微な情報提供も求められることとなり、データの計測・整理がなされていないケースや、融資判断等で不利になる可能性のある情報を金融機関等に提供することをためらうケースも考えられるとの指摘³⁰もなされている。

(3) 企業価値の判断のための金融機関等の体制整備

企業価値担保権の活用により、これまで不動産担保が乏しいなどの理由で融資が難しかった事業者に対する資金供給の拡大が期待される。その一方で、企業価値担保権の制度が効果的に機能するには、事業者と金融機関等が事業計画を基に、将来性を適切に評価す

²⁷ 東京商工リサーチ「「企業価値担保権」企業の76%が「知らない」農・林・漁・鉱業、製造業などで活用意欲が高い」（令8.8.20）〈https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1203158_1527.html〉

²⁸ 金融庁「企業アンケート調査の結果」（令8.6.30）

²⁹ 金融庁「企業アンケート調査の結果」（令7.6.27）

³⁰ 大嶋秀雄「「企業価値担保権」の始動と今後の課題 ―企業と銀行は「緊密な連携」を構築できるか―」『日本総研 経済・政策レポート』（令8.5.1）〈<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=114039>〉

ることが前提となるが、人手に限りがある地域金融機関では継続的評価が難しいとの指摘がある³¹。また、企業の将来性を適切に判断できる専門性をもった人材の育成も必要となる。企業価値担保権が設定される、技術力、顧客基盤、ノウハウといった無形資産は、不動産担保と違い、単純に価値を決められるものではない。さらに、事業者との対話や企業価値担保の評価、融資の期中管理等においてこれまで以上に多くのコストがかかることも推察される。金融機関等においては、制度の活用実績を重ねながら、目利き力を養い、事業者の将来性や収益力を見極める評価のノウハウを蓄積させていくことが求められよう。

（４）認定事業性融資推進支援機関の専門性及び業界団体との連携

事業性融資推進法第232条では、融資の実務や体制整備について、事業者と金融機関等の双方を専門的に支援する認定事業性融資推進支援機関を設け、事業計画の策定に関する助言や定期的なフォローアップを実施し、必要に応じて事業計画の変更等に関する助言を行うとされている。

令和8年9月、金融庁は、全国銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫など12の団体を認定事業性融資推進支援機関として認定した。事業者及び金融機関等が地域や業種等、それぞれの事情に適した支援を受けられるよう、認定事業性融資推進支援機関には、企業の価値を正確に把握し、収益力に結びつける高度な専門性が求められる。また、今般認定された団体は、そのほとんどが金融機関に関係するものとなっており、企業を代表するような団体は含まれていない³²。

認定事業性融資推進支援機関は、事業者、金融機関等の双方が抱える課題に対し専門的な助言をするなどの支援を行う重要な役割を担っており、事業性融資を推進していく役割が期待されている。認定事業性融資推進支援機関は、金融機関に関係する団体にはほぼ限られているが、求められる役割を果たすためには各種業界団体との連携を図ることも重要であろう。

（５）企業価値担保権における労働者保護の実効性確保

企業価値担保権の担保目的財産には労働契約上の地位も含まれ、WG報告において、企業価値担保権の制度設計に当たっての労働者保護の重要性が指摘されていた。国会審議では、企業価値担保権の設定や実行時における労働組合との事前協議が条文で規定されていないことへの懸念³³等、労働者保護の在り方について重点的に議論が行われた。こうした議論を踏まえ、衆参両委員会での附帯決議³⁴において、「担保権の設定時及び実行前後におけ

³¹ 『日本経済新聞』（令8.5.26）

³² 中小企業に対する認定事業性融資推進支援機関の候補として、鈴木金融担当大臣（当時）は、「今後、事業性融資において具体的に求められる支援の内容、支援のために必要な能力について、例えば日本商工会議所などの各種業界団体等と共通認識をつくった上で、担い手の候補となる関係者と丁寧にご相談してまいりたいと考えております。」と答弁している（第213回国会衆議院財務金融委員会議録第20号17頁（令6.5.10））。

³³ 第213回国会参議院財政金融委員会議録第16号5頁（令6.6.4）、第213回国会参議院財政金融委員会議録第17号10頁（令6.6.6）等

³⁴ 第213回国会衆議院財務金融委員会議録第22号21頁（令6.5.17）、第213回国会参議院財政金融委員会議録第17号12頁（令6.6.6）

る労働組合等への通知、協議のあり方について、速やかに検討を開始すること。」とされた。

令和8年1月、金融庁は「事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について（事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン）」を示し、厚生労働省は「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」を改正した。企業価値担保権の実行においては、事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することが原則であることが明記され、事業者の状況に応じて労働者と意見交換を行い、労働組合等に対する情報提供等の促進に向けて取り組むことが望ましいとされている。

また、基本的な考え方では、企業価値担保権の設定そのものにより、労働契約その他の契約や労働条件について変更が生じるものではなく、企業価値担保権者等は労働条件等（債務者における人員整理や労働条件の引下げ等）について決定する等の権限を有するものではない点に留意が必要とし、労働者保護の面も明確にしている。

これらの趣旨の周知徹底を図るとともに、実務上の取扱いの状況について労働者保護の観点から注視していく必要がある。

7. おわりに

企業価値担保権は、これまで融資を受けにくかったスタートアップや事業者等にも新たな選択肢を示すものである。また、金融機関等にとっても新たな融資先の開拓など金融仲介機能を再構築する可能性を秘めている。

事業性融資の推進は、金融庁が長年掲げてきたにもかかわらず、既存の融資慣行を抜本的に変えることはできなかった。今般、企業価値担保権として法的基盤を整備することにより、これまでの融資慣行を是正し、資金供給の円滑化を図ることにより事業の継続や成長発展を支え、ひいては我が国経済の発展に資することが期待されている。

一方、企業価値担保権は新しい制度であり、認知度の低さも指摘されているように必ずしもその活用が順調に進むとは限らない。まずは、企業価値担保権の制度の趣旨が正しく十分に理解され、適切に活用されることが肝要である。もし、事業内容や業績を軽視した形式的な企業価値担保権が設定されれば、事業者は事業悪化を回避するための支援を受けることができず、事業の成長を潰してしまうことにもなりかねない。また、金融機関等にとっては客観的な価値で判断できないリスクを伴うものでもあり、将来の事業性について見誤り、資金が回収できなくなった場合、金融機関等の経営にとっても悪影響を及ぼしかねない。価値評価や資金回収がしやすい不動産担保や経営者保証に逆戻りするような状況も考え得るところであり、金融庁は、企業価値担保権における新たな融資実務が金融機関等に着実に定着するよう促していくことが求められる。

企業価値担保権の制度は始まったところであり、これから様々な事例や課題等が出てくるものと思われる。融資状況等についての継続的なモニタリングの実施、制度の利用状況の推移の公表や利用時の課題等について検討するなど、企業価値担保権の制度がその目的である事業の成長等への円滑な資金調達の一助となるよう、更なる取組が進められることを期待したい。

（ひらやま えみ）